

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

2012年12月10日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金<複利型>
2. ご利用いただける方	・個人のみ
3. 期間	・定型方式 3年 ・預け入れ時の申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱いが可能です。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括でお預け入れいただきます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・預け入れ後6か月間は預け入れ時の店頭表示の利率を適用し、以後6か月毎に店頭に表示する利率を適用いたします。 (適用金利=指標となる定期預金の利率+スプレッド) 1. 指標となる定期預金の金利 ①金額300万円未満～スーパー定期6か月もの金利 ②金額300万円以上～スーパー定期300の6か月もの金利 ③金額1,000万円以上～大口定期6か月もの金利 (注) 大口定期の金利は、金額階層で5段階あります。 2. スプレッド ①預入期間によってスプレッドは異なります。 ②満期日までは一定です。 ・満期日以降に一括して払い戻しいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算いたします。
7. 課税	・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・障害者などの少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優の対象となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることが可能です。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優制度の利用が可能です。
10. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。

1 1. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・中間利払日に生じる利息は預金規定に定めた利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象となります。 <p>(1 預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます)</p>
1 2. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>